

| | | | |
|------|------------------|-----|-------------|
| 文書番号 | JWWA-H206 | 版番号 | 第0-4版 |
| 文書名称 | 登録維持料未納者 取扱要綱 | 制定 | 平成19年 3月14日 |
| | | 改正 | 平成27年 1月16日 |

登録維持料未納者取扱要綱

JWWA-H206

公益社団法人 日本水道協会 品質認証業務

改正履歴 : 登録維持料未納者取扱要綱

| 項目 | 版番号 | 頁 | 制定・改正 年月日 | 作成者 認証課 | 審査 認証課長 | 承認 管理責任者 | 主な改正事項 |
|----|-----|---------|--------------|------------|------------|-------------|------------------------|
| 制定 | 0-0 | 全 | H19. 3. 14 | 五味 | 青木 | 久保田 | 新規制定 |
| 改正 | 0-1 | 全 | H22. 10. 7 | 五味 | 仙波 | 久保田 | 未納者による支払い期限の見直し |
| 改正 | 0-2 | 3 | H23. 3. 6 | 五味 | 仙波 | 久保田 | 文言の修正 |
| 改正 | 0-3 | 1, 3 | H25. 2. 27 | 清水 | 仙波 | 久保田 | 公益社団法人への移行に伴う変更 |
| 改正 | 0-4 | 4 | H27. 1. 16 | | | | 審査委員会での取消扱いの変更、経過処置の削除 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | |
|--|--------------|-----------|
| | 品質認証業務 | JWWA-H206 |
| | 登録維持料未納者取扱要綱 | |

1. 目的

この要綱は、本協会が設定した期限を経過しても登録維持料を納入していない認証取得者(以下、「登録維持料未納者」という。)に対する取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

2. 登録維持料の再請求

登録維持料未納者に対しては、当該認証登録品の認証登録証に記載している登録有効期限の日(以下、「契約期間満了の日」という。)を納入期限として再請求するものとする。

3. 認証登録の取消

1. 1 登録維持料未納者が、契約期間満了の日を経過しても登録維持料を納入しない場合は、認証登録を取り消すことができる。ただし、登録維持料未納者から、「登録維持料未納者の理由書(支払い予定日を記載したもの)が提出された場合は、取消を保留し、登録維持料が納入されるまでの間、当該認証登録品について次のとおり取扱うことができる。

なお、「登録維持料未納の理由書」は契約期間満了の日の前日までに提出することを原則とし、支払い予定日については、契約期間満了の日から二ヶ月までとする。

(1) 自社検査方式の場合

- ① 登録維持料が未納である認証登録品については、「認証登録証」を発行しない。
- ② 登録維持料が未納である認証登録品については、製品を本協会の認証品として出荷することを停止させる。

(2) 抜取検査方式の場合

- ① 登録維持料が未納である認証登録品については、「認証登録証」を発行しない。
- ② 登録維持料が未納である認証登録品の品質確認(抜取検査)は実施しない。

3. 2 センター長が、登録維持料未納者から提出された「登録維持料未納の理由書」が妥当でないと判断した場合は、その理由を付して登録維持料未納者に通知し、認証登録を取り消すことができる。

3. 3 登録維持料未納者が、支払い予定を守らなかった場合は、認証登録を取り消すことができる。

3. 4 登録維持料未納者が、契約期間満了の日を経過しても、登録維持料を納入せず、かつ「登録維持

料未納の理由書」を提出しない場合は、認証登録を取り消すことができる。

4. この要綱による認証登録の取り消しは、認証審査委員会に報告する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成20年度分の登録維持料から適用する。

付 則

この改正後の要綱は、平成22年12月1日から施行する。

付 則

この改正後の要綱は、平成23年 4月1日から施行する。

付 則

この改正後の要綱は、平成25年 4月1日から施行する。

付 則

この改正後の要綱は、平成27年 1月28日から施行する。